

事業再構築補助金 令和3年度補正予算案の概要

コムフィット合同会社

令和3年11月26日、令和3年度補正予算案が閣議決定され、事業再構築補助金については、令和4年度も引き続き継続することが予定されております。そして、令和4年1月から公募開始される予定の第5回公募以降は今年度の事業再構築補助金と制度の変更点がございます。

ここでは、令和4年からの変更点の概要について取りまとめてご紹介させていただきます。

※尚、令和4年は1月の第5回公募を含め計4回の公募が予定されております。

● 事業の目的・内容

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、中小企業等が、新分野展開や業態転換などの事業再構築を通じて、コロナ前のビジネスモデルから転換する必要性は依然として高い状況にあるため、令和2年度3次補正予算で措置した中小企業等事業再構築促進事業について、必要に応じて見直しや拡充を行いながら、中小企業等の事業再構築を支援し、日本経済のさらなる構造転換を図る。
- ✓ 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者への重点的支援を継続しつつ、売上高減少要件の緩和などを行い、使い勝手を向上させる。
- ✓ 特に、グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象に、従来よりも補助上限額を引き上げ、売上高減少要件を撤廃した新たな申請類型を創設。

● 成果目標

- ✓ 事業終了後3～5年で、付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加
- ✓ 又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上の増加等

● 主な補助対象要件

1. 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること
2. 事業再構築指針に沿った事業計画を認定経営革新等支援機関と策定すること(補助額3,000万円超は金融機関も必須)等

● 補助金額・補助率

類型	補助上限	補助率
最低賃金枠 回復・再生応援枠	500万円、1,000万円、 1,500万円(従業員規模に より)	中小3/4、 中堅2/3
通常枠	2,000万円、4,000万円、 6,000万円、8,000万円 (従業員規模により)	中小2/3 中堅 1/2 6,000万円超は 1/2(中小のみ)
大規模賃金引上枠	1億円	4,000万円超は 1/3(中堅のみ)
グリーン成長枠	中小 1億円・中堅 1.5億円	中小1/2・中堅1/3

● 申請類型

最低賃金枠	最低賃金引上げの影響を受け、その原資の確保が困難な 特に業況の厳しい事業者 に対する支援
回復・再生応援枠	引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する支援
通常枠	事業再構築に取り組む事業者に対する支援
大規模賃金引上枠	多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、 従業員を増やして生産性を向上させる事業者 に対する支援
グリーン成長枠	研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、 グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決 に資する取組を行う事業者に対する支援

● 補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費(一部の経費については上限等の制限あり)

● 公募スケジュール

第5回公募	公募開始:令和4年 1月中 を予定 (公募期間及び採択発表日は検討中)
第6回公募～	令和4年に3回程度の公募を予定

● 見直し・拡充の内容

項目	変更点	いつから
売上高10%減少要件の緩和	「2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高がコロナ以前と比較して5%以上減少していること」を撤廃し、「2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前と比較して10%以上減少していること」のみを要件とするよう要件を緩和。	第6回公募から
回復・再生応援枠の新設	引き続き業況が厳しい事業者(※1)や事業再生に取り組む事業者(※2)を対象とした申請類型を新設し、最大1,500万円(※3)まで、補助率を3/4に引上げ(通常枠は2/3)手厚く支援。また、主要な設備の変更を求めている要件を課さないこととし、事業再構築に取り組むハードルを緩和する。 ※緊急事態宣言特別枠は廃止。	第6回公募から
グリーン成長枠の新設	グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者を対象(※4)に、補助上限額を最大1.5億円まで引き上げ。グリーン成長枠は売上高10%減少要件を課さない。 ※卒業枠・グローバルV字回復枠は廃止。	第6回公募から
通常枠の補助上限額の見直し	通常枠の補助上限額について、従業員規模に応じ、従来4,000万円、6,000万円、8,000万円から2,000万円、4,000万円、6,000万円、8,000万円に見直し。	第6回公募から
その他運用改善等	① 最低賃金枠、大規模賃金引上げ枠は維持し、賃上げに取り組む事業者の生産性向上について、引き続き強力に支援。 ② 事業再構築で新たに取り組む事業の売上高が、総売上高の10%以上となる事業計画を策定することを求めている要件について、付加価値額の15%以上でも認めることとするとともに、売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。	2は第5回公募から

※1:2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%減少

※2:再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定(詳細な要件は検討中)

※3:従業員規模に応じ、500万円、1,000万円又は1,500万円

※4:事業再構築の内容が、グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、研究開発・技術開発又は人材育成をあわせて行うことで、付加価値額年率5.0%以上(通常枠は3.0%以上)の増加を目指す場合

- 売上減少要件の変更について(第6回公募から)

《第5回公募(R4/1月公募予定)は…》

2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が前年同月の合計売上高と比べて10%以上減少



2020年10月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が前年同月の合計売上高と比べて5%以上減少

《第6回公募以降は…》

2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が前年同月の合計売上高と比べて10%以上減少

- 「緊急事態宣言特別枠」に代わる「回復・再生応援枠」について(第6回公募から)
 - 引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者を対象として「回復・再生応援枠」を新設し、最大1,500万円まで、中小企業については補助率を3/4に引き上げ(通常枠は2/3)手厚く支援する。
 - 加えて、事業再構築指針の要件について、主要な設備の変更を求めないこととした緩和を行う。

《対象となる事業者は》

通常枠の申請要件に加え、以下の①又は②のどちらかを満たす必要があります。

- ① 2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対2020年又は2019年同月比で30%以上減少していること
- ② 再生支援協議会スキーム等に則り再生計画を策定していること(詳細な要件は検討中)

《補助金額・補助率は》

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万円～500万円	中小企業3/4 中堅企業2/3
6人～20人	100万円～1,000万円	
21人以上	100万円～1,500万円	

※中小企業とは：中小企業基本法の中小企業の定義に準じます。

※中堅企業とは：資本金の額又は出資の総額が10億円未満の法人を指します。

- 通常枠の補助上限額の見直しについて(第6回公募から)
より多くの事業者を支援するため、第6回公募から、通常枠の補助上限額が下記のとおり変更になります。

従業員規模	補助金額		補助率
	第5回公募まで	第6回公募以降	
20人以下	100～4,000万円	100～ 2,000万円	【中小企業】2/3 (6,000万円超は1/2)
21人～50人	100～6,000万円	100～ 4,000万円	
51人～100人	100～8,000万円	100～ 6,000万円	【中堅企業】1/2 (4,000万円超は1/3)
101人以上		100～8,000万円	

- 新事業売上高要件の緩和について(第5回公募から)

現行の新事業売上高10%要件	第5回公募以降の要件緩和の内容
3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等の売上高が総売上高の10%以上となる計画を策定することが必要。	3～5年間の事業計画期間終了後、新たな製品等による付加価値額が総付加価値額の15%以上となる計画を策定することでも要件を満たす。 また、2021年11月以前に終了する事業年度の売上高が10億円以上の事業者であって、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、新事業の売上高が当該事業部門の売上高の10%以上でも要件を満たすこととする。

※ 付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

- その他の主な運用見直し

1. 補助対象経費の見直し(建物費・研修費) (第6回公募から)

- ① 「建物費」については、原則、改修の場合に限ることになりました。新築の場合には、一定の制限が設けられます。
- ② 「研修費」については、補助対象経費総額の1/3が上限になります。

2. 補助対象経費の見直し(貸工場賃借料)(第5回公募から)

補助事業実施期間内に工場の改修等を完了して貸工場から退去することを条件に、貸工場の賃借料についても補助対象経費として認められます。一時移転に係る費用(貸工場の賃借料、貸工場への移転費等)は補助対象経費総額の1/2を上限となります。

3. 事前着手の対象期間の見直し(第6回公募から)

事前着手の対象期間を現在の2021年2月15日から見直すこととなります。

既に事前着手を開始している事業者の方は、第6回公募以降は対象経費として認められなくなる場合があります。

以上